令和4年度「若者世代とのつながり促進事業」業務委託 企画提案競技実施要領

1 事業目的

「起業」や「就職」をテーマにした本県での仕事や暮らしの魅力の発信等を通じて、移住予備軍となる関係人口を創出・拡大し、若者世代の将来的な移住に繋げるため、首都圏の情報発信拠点において、本県に興味のある若手社会人や大学生向けに本県の魅力を発信するための交流会イベントを開催する。

2 業務委託の内容

令和4年度「若者世代とのつながり促進事業」業務委託仕様書による。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

4 委託料

- 1,941千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。
 - ※委託業務に係る全ての経費が含まれています。
 - ※委託料の支払は、委託業務完了後となります。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール(予定)

(1) 実施公告 令和4年6月29日(水)

(2) 質問票提出期限 令和4年7月 6日(水)午後5時

(3) 参加申込期限 令和4年7月13日(水)午後5時

(4) 企画提案書提出期限 令和4年7月20日(水)午後5時

(5) 審査結果通知 令和4年7月下旬頃

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票(別紙1)の提出

当企画提案競技に関する質問は、別紙1「質問票」の提出をお願いします。

- ① 提出期限 令和4年7月6日(水)午後5時まで
- ② 提出先 本要領「12 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ
- ④ 回答 回答は軽微なもの除き、企画提案競技への参加申込書提出者 全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

(2) 参加申込書(別紙2)の提出

参加される場合は、別紙2「参加申込書」により申込みをしてください。 また、併せて「誓約書」及び「課税事業者届出書」も提出してください。 ※誓約書につきましては先に電子メール又はファクシミリで送付いただ き、企画提案書等の提出の際に原本の提出をお願いします。

- ① 提出期限 令和4年7月13日(水)午後5時まで
- ② 提出先 本要領「12 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類等(各8部)

ア 企画提案書(各社の提案は、1社1案とします。)

※ A4版で1冊にまとめてください。

イ 費用見積書

具体的な費用内訳を記載してください。金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「令和4年度若者世代とのつながり促進事業業務委託」とします。

② 提出期限等

ア 提出期限

令和4年7月20日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先

本要領「12 問い合わせ及び書類提出先」宛

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

③ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、 採択の対象としない。

(3) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、順位点の合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定します。 (審査基準)

① 交流会イベントの内容

交流会イベントの内容及び構成について、効果的で具体的な企画が提案 されているか。

② 広報・参加者募集に関する提案

交流会イベントの開催について効果的な集客に関する具体的な情報発信方法 が提案され、1回あたりの集客目標(30名程度)を見込める内容となってい るか。

③ 事業実施体制、実績等

事前準備、広報、参加申込受付、アンケート、関係機関との連絡調整等 を確実に実施できる体制を構築しているか。また、これまで類似事業の実 績があり、円滑に事業を遂行する能力を有しているか。

④ 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性 が図られているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和4年7月下旬頃を目途に、採択・不採択にかかわらず通知します。

- (5) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の 参加資格を欠格とする。
 - ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
 - ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(6) (5)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は、開催いたしません。
- (2) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとします。
- (3) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とします。
- (4) 提出書類については返却しませんので、御注意ください。
- (5) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合があります。
- (6) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県(発注者) と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとします。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性があります。

12 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住 • 定住推進担当 岡部

電 話 0985-26-7922

ファクシミリ 0985-26-7353

電子メ ール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp